

武器の防護って、具体的にどういうこと？

日本の周辺で警戒監視活動をしている米軍艦を自衛隊の護衛艦が守るといようなケースだね。

これに対しては護衛中の米軍艦が攻撃されれば武器を使って応戦する訳で、集団的自衛権とほとんど変わらないという批判がされているよ。

そうすると、これも危険が大きいし、憲法に違反するんじゃないかってことも問題になるね。

終わりに

武器の行使と、後方支援と、武器の使用という3つの概念の関係がわかりにくいね。

後方支援も、武器の使用も、日本独自の概念だからね。

これで、説明は一通り終わりだね。

どうだった？

真ん中の白丸は何？

武力行使、後方支援、武器の使用の関係

武力行使

後方支援

武器の使用

図で示すような感じになるよ。

青色の部分が武力の行使で、憲法9条で禁止されている。

実際にそんなにやばいことなの？

日本に石油を運ぶタンカーの8割はここを通る。機雷がまかれるとタンカーが通れなくなつて、石油が入つてこなくなるから、存立危機事態に該当するというのが政府の説明なんだ。

石油タンカー Danger!

石油備蓄法という法律があつて、国は90日分の石油を備蓄しなければいけないことになっているんだ。このほかに、民間でも相当量の備蓄をしているよ。

集団的自衛権を行使することによるリスク

日本は資源が乏しいからそれなりの備えはしていることだね。

この備蓄がなくなると、間に外交交渉などで石油を確保するというのが、これまでの日本政府のスタンスだよ。

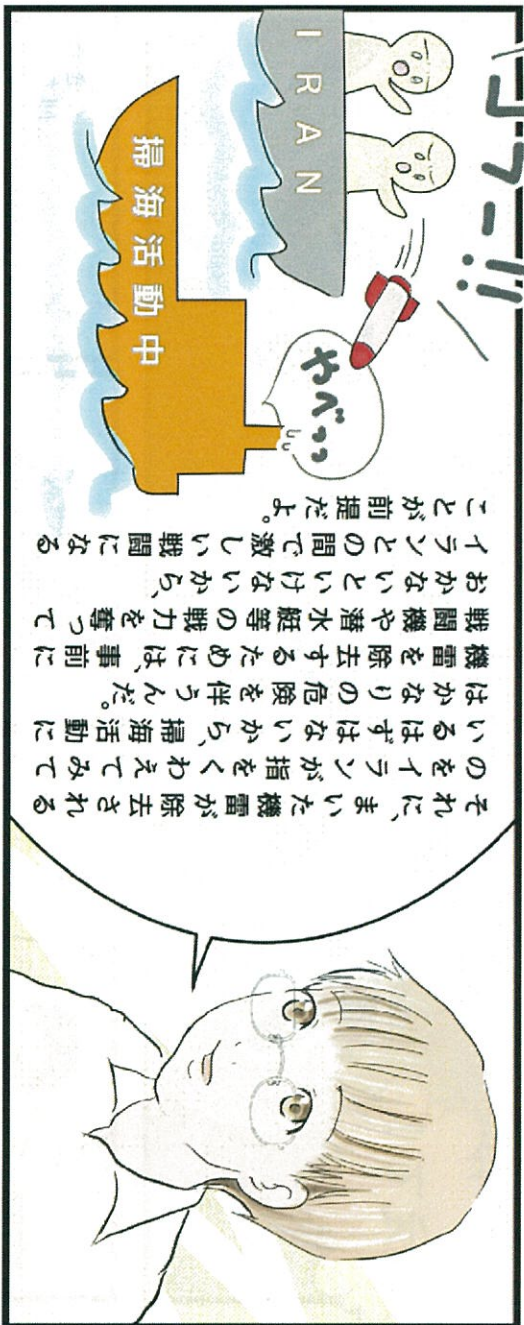
いままではそれでやつてこられたつてことかあ。そんな場合でも、日本が攻撃された場合に匹敵するつていうのは大げさ過ぎる感じがするね。

そうだね。逆に、掃海活動に加われるようになれば解決できるのかという問題もある。

確かに、それは危なすぎるね。

機雷をまくのも武力の行使だから、もう紛争状態に入つていふことなんだよね。仮に機雷を除去できたとしても、紛争地帯にある狭い海峡を、石油を積んだタンカーが通れるのかという根本的な疑問がある。

どういふこと？



外国軍隊の武器等防護

教えて!

安保法制がわかりません。

ポンポンタタ!

作: 上越中央法律事務所

第五話「自衛隊法改正」

最後は、表⑤の自衛隊法の改正についてだね。

自衛隊法	武力行使	集団的自衛権の行使	集団的自衛権の行使
①武力攻撃事態・集団的自衛権の行使(憲法第9条)	②存立危機事態(憲法第9条)	③重要影響事態(重要影響事態安全保障法)	④国際平和共同対処事態(国際平和支援法)
⑤自衛隊法の改正	⑥自衛隊法の改正	⑦自衛隊法の改正	⑧自衛隊法の改正
①武力攻撃事態 - 武力行使 - 武力行使の目的 - 武力行使の結果	②存立危機事態 - 集団的自衛権の行使 - 集団的自衛権の行使の目的 - 集団的自衛権の行使の結果	③重要影響事態 - 重要影響事態安全保障法 - 重要影響事態安全保障法の目的 - 重要影響事態安全保障法の結果	④国際平和共同対処事態 - 国際平和支援法 - 国際平和支援法の目的 - 国際平和支援法の結果

これも、紛争の時の話じゃないんだね。

改正点はいくつかあるけれど、大きな変更は、在外邦人の救出と、外国軍隊の武器等防護かな。

救出って、どういうケースが想定されているの？

そうだね。これを改正して「救出もできるようにするんだ。

現在法では、在外邦人の「救出」に関する規定はないんだよね。

在外邦人の救出

世界最強のアメリカ軍ですら救出に失敗するくらいだから、自衛隊にはそんなことできないと思うよ。

自衛隊ってそんなにすごいことができるの？

日本人が誘拐された場合や大使館等が占拠された場合など想定されているよ。

教えて!

安保法制がわかりません。

ポンポンタタ!

作: 上越中央法律事務所

第二話「集団的自衛権. その2」

「チャイ!」
集団的自衛権が行使できるよにならね。目がよくなるらしいね。

今回は「目」がよくなるらしいね。目がよくなるらしいね。目がよくなるらしいね。

集団的自衛権の行使で抑止力が高まるっていうのは、あまり論理的とはいえない面があるよ。

「よく視力が高まるか。」
「よく視力が高まるか。」
「よく視力が高まるか。」

抑止力が高まるっていう話かな。

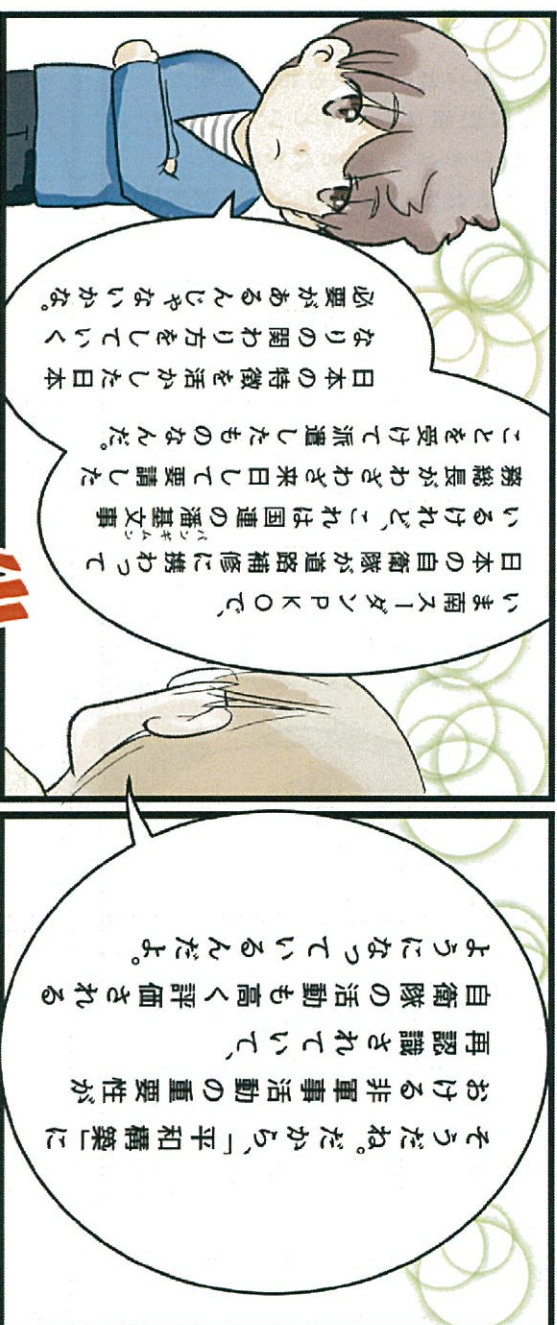
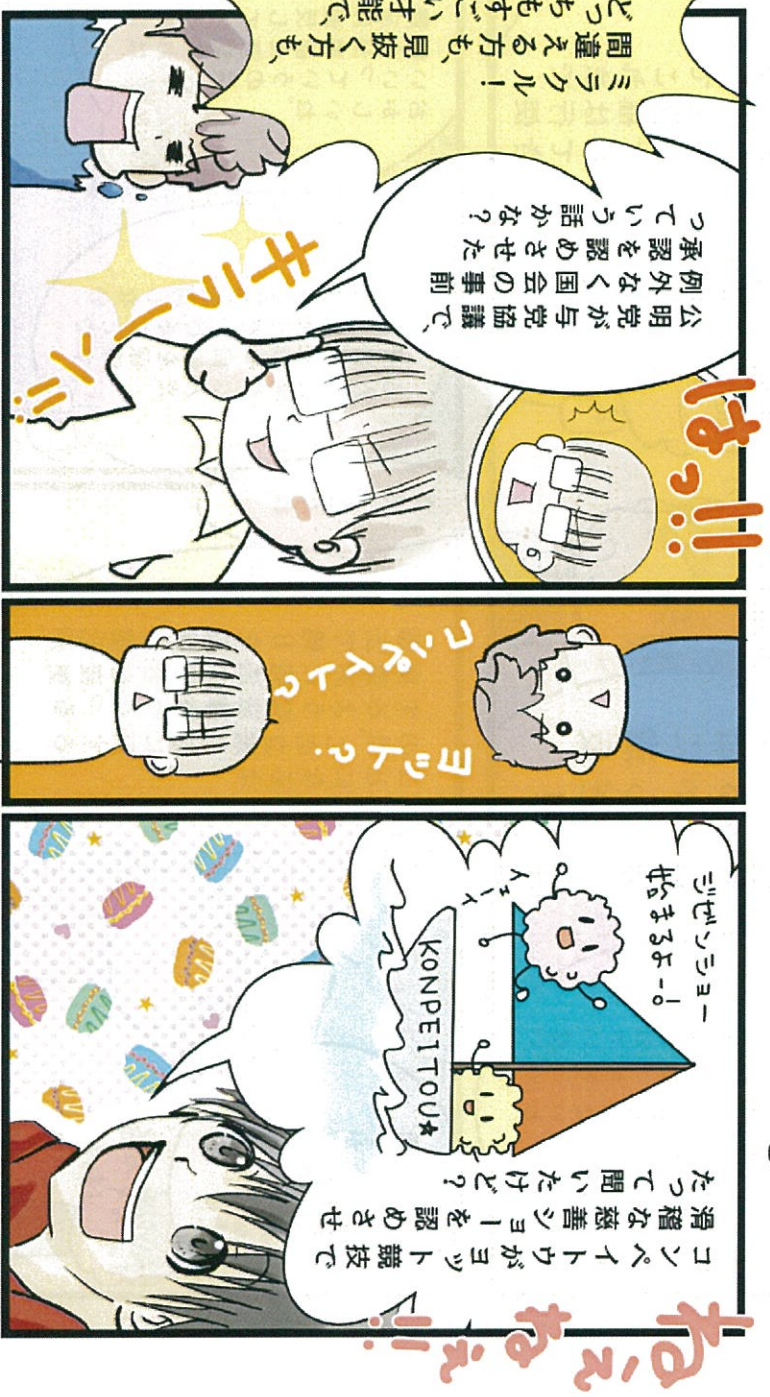
どういふこと?

「日本と密接な関係にある国かな。」

「日本が集団的自衛権を行使するのは、どの国が攻撃を受けた場合だっただ？」

抑止力っていうのは、攻撃されたら反撃するぞっていう意思と能力を示すことで、攻撃を思いとどまらせる力のことだよ。

そうだね。



ちよつと黙ってしてくれるかな。

言葉の意味はよくわからなけれど、とにかくよく聞かばそうだね。

憲法の違反、立憲主義違反に
なるだけじゃなくて、
国際法にも違反するおそれ
が大きいんだ。

先制攻撃の行使は、
国際法違反、立憲主義違反に
なるだけじゃなくて、
国際法にも違反するおそれ
が大きいんだ。

武力の行使は、
①集団安全保障措置の一環として
②個別的自衛権を行使する場合
③集団的自衛権を行使する場合
の3つだけなんだ。

そのとおり。

先制攻撃っていうのは
国際法違反じゃないの？

安倍総理は、例えばアメリカ
が先制攻撃をして、それに対
する反撃を受けた場合でも、
集団的自衛権を行使する可能
性があるって言ってるんだよ。

ほん
と。
気分が
新緑の
季節だ
よな。

だからもうちよつと
黙っててくれないかな。

うん。
頭抱つたら寝れちゃつたから
寝きはまた今度お願い。

先制攻撃が侵略ってことは、
その国と一緒に武力攻撃すれば、
侵略に荷担することになる。
ちやうね、これはほんとにやばい！

うん。
先制攻撃は、①、③のどちらにも
当てはまらないから、国際法違
反になるってことだね。

そうだね。
国連決議に照らすと、
先制攻撃は、侵略行為に
該当することになるんだよ。

「維持するための活動なんだ。
したりして復興を支援し平和を
インフラを整備したり、給水活動を
そうだね、紛争が終わった後に

そのPKOの性質
が変わったの？

じゃあ日本の開わり方もそれにあわ
せて変更した方がいんじゃない？
治安維持活動つき、自衛隊が現地
パトロールとかして、悪い奴がいたら
戦ってやつけるんでしょ？
かこいよな。

そんなに単純な話ではないよ。
紛争現場では、住民反政府グループ、政府
系の民兵が混在していて、誰が敵で誰が
味方かを見極めること自体が難しいんだ。
自爆テロとか武装集団の襲撃とかが繰り返
返し起こるような状態だから危険と隣り
合わせなんだよ。
さっきのISAFの活動でも、
NATO軍に3500人の死者がで
ているし、イラク戦争でも米兵の犠牲者
は本格的な戦闘のときより駐留活動
中の方が多かったよ。

事例5 国連PKO要員らへの駆け付け警護

PKO要員
日本の
NGO
他国
部隊
攻撃
武装集団
PKO参加中の
自衛隊部隊
出向いて
救援

(画像は朝日新聞デジタルから引用)

駆けつけ警護は、武装集団に
襲われている他国の軍隊とか
NGOを助けに行くんだよね？
そのために武器を使うんだ
から、相手も応戦して本格的な戦
闘になる可能性はすごく高いね。

そうだね。自衛隊員に死傷者が出るのは、
ほとんど確実だと思うよ。
それと、**現地で活動するNGOは、自衛隊が
そういう活動をするに反対している。**

えっ、
そうなの！

現地のNGOが
反対しているのに、
やるっていうのは
不思議な話だね。

紛争地域では、中立性の確保が
もっとも重要で、軍と関係があ
るとみなされると、攻撃を受
けるリスクが高まってしまう
からなんだ。

2001年のアメリカによる「復讐攻撃でタリバン政権が崩壊した。そこでアフガニスタンに民主国家をつくるために、ドイツのボンで話し合いがされた。このときの合意を「ボン合意」というんだ。

そのボン合意でISAFの活動をするかが決まったの？

そうだね。暫定政権だけで治安を維持するのは難しいから首都カブールの治安維持をNATOがサポートすることになったんだ。

国連は全然関わっていないの？

ISAFの活動を承認し、国連加盟国に協力を呼びかける内容の国連決議はある。でも、指揮権はあくまでNATOにあるんだ。

国連PKOとは違うことか。できるようにしようつこういふものにも参加できるよ。

静かに！！

他にも、自衛隊がこれまでできてなかつた任務を任せられたり(表1)、武器を使える場面が増えたりするんだね(表3)。

そうだね、これまでは自衛隊がPKOに参加する場合、道路や橋を補修したりするインフラの整備が中心で武器を使うのは自分の身を守ったりする場面に限られていたんだ。

これからは治安維持活動とか駆けつけ警護もできるようにして、そういう任務を遂行するために武器を使うことができるようにするつてことか。

そのとおり。

どうして変更しようとしているの？

背景には、国連PKO自体の性質が変わったことがあるんだろね。PKOはわかるかな？

サッカートカボクシングのことはあんまり...

PKOでもKOでもないよ！PKO!!!

国連の平和維持活動のこと！

教えて！

安保法制がわかりません。

アソボクちゃん！

第三話「後方支援」

作：上越中央法律事務所

今日は後方支援(表③④)の話だね。

永遠の憧れの舞台だね、甲子園は。

あーがれるちー...

言うと思ったよ。

いやいや、本気だよ。高校生活のすべてをかけてるんだから、甲子園じゃなくて、後方支援の話だよ。

なんだ、甲子園じゃないのか。なんなの？コトがシエソソって

サボートするのために、物資を戦間を行う他国の軍隊を輸送したりすることだよ。

今年のは、いとおつた方がいとおつたね、甲子園じゃなくて、後方支援の話だよ。

「後方支援」ってのは、日本独自の概念なんだよね？

国際的には兵站と言って、武器の行先にあたる。でも、燃料の輸送など兵站活動の一部を特別に「後方支援」と呼んで、それだけできるようにしたんだ。

でも他の国の軍隊の武力行使と一体化しないように、活動地域や内容を限定してきたんだ。

後方支援は、これまでも出来たんだ？

必要が生じるたびに、個別に法律をつくって、目的や期限を定めただえで、行ってきたんだ。

教えて!

ポップンタビ!

安保法制がわかりません。

第四話「PKO法改正」

作: 上越中央法律事務所

今日は表⑤のPKO協力法の改正の話だね。

超平時	武力行使 —戦争そのもの	①武力攻撃事態 —集団的自衛権の行使 (専ら防衛法)		④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) —協力支援活動
		②存立危機事態 (専ら防衛法)	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) —協力支援活動	
平時	武力行使 —戦争そのもの	⑤自衛隊法の改正 —在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	⑥国際平和協力法 —駆けつけ警備のための武器使用 治安維持活動のための武器使用	日本への影響は本道はない

集団的自衛権とか後方支援は
紛争が起きているときの話し
だっただけで、
今日の話しは紛争が一応終わっ
た後(平時)の話だね。



国連PKOだけじゃなくて
国連が統轄しない活動にも
参加できるようにするよ(表1)。

現行法	改正法により加わるもの	
I 参加する対象 国連PKO	+	国際連携平和安全活動
II 自衛隊の任務 道路・橋の補修 建築物の建設等	+	治安維持活動 駆けつけ警備
III 武器使用の基準	+	正当防衛・緊急避難 武器等を防護する場合

国連が統轄しない活動って
どういふもの?

ISAFAって聞いたことは
あるけどよくわかんないな。

最近の例で言えば、ISAFA
(国際治安支援部隊)があるね。
挨拶はやっぱり
基本だよな。

アイサツじゃなくて
アイサツだよ。



そのとおり。
でも、今回はいつでも自衛隊を派遣
できるようにするために、
恒久的な法律(表④)国際平和支援法
をつくらうとしているよ。

超平時	武力行使 —戦争そのもの	①武力攻撃事態 —集団的自衛権の行使 (専ら防衛法)		④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) —協力支援活動
		②存立危機事態 (専ら防衛法)	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) —協力支援活動	
平時	武力行使 —戦争そのもの	⑤自衛隊法の改正 —在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	⑥国際平和協力法 —駆けつけ警備のための武器使用 治安維持活動のための武器使用	日本への影響は本道はない

硬球はあたると
痛いよね。ほんと。

いい加減野球から
—頭を切り換えて—

でも、恒久法を作れば
すぐに対応できるから
いんじゃないの?

必ずしもそうとは言えない。
派遣の必要性や、法的な根拠等につい
ては、慎重に議論検討しないと
違法な戦争に加担すること
なりかねないと言われているよ。

イラク戦争なんかは、完全に
先制攻撃だし、
口実にされていた大量破壊
兵器もなかったから、国際法
違反は明らかだもんな。

イラク戦争のときは、
小泉総理が、いち早く
アメリカの選択を支持した
こともあって議論が十分に
尽くされなかったよね。

周辺事態法を改正して、
地理的な限定をなくすって
いう話もあるよね?

どちらの法律でも自衛隊がやる
内容はほとんど変わりがなくよ。

国際平和支援法(表④)と重要
影響事態法(表③)はどういう
関係になるの?

じゃあ、二つもある意味は
ないんじゃないの?



